

八戸市津波避難施設の整備等に関する基本方針策定業務委託 仕様書

1 業務名

八戸市津波避難施設の整備等に関する基本方針策定業務

2 業務目的

令和2年4月に国が公表した日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルを踏まえ青森県が令和3年5月に公表した「青森県地震・津波被害想定調査」では、本市において最大クラスの津波が発生した場合、最大津波高は26.1mに達し、津波の浸水域は以前の想定約1.4倍に拡大するとの浸水想定が示された。

そのため、本市は令和4年11月、県が示した津波浸水想定に基づき「八戸市津波避難計画」を改定したが、津波の到達時間までに津波浸水想定区域外へ徒歩で避難することが困難な地域である「避難困難地域」の面積が以前の想定約3.5倍に拡大しており、この地域における迅速かつ円滑な津波避難を確保するための避難施設の整備や避難方法が課題となっている。

一方で、本市は令和4年9月に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の規定に基づく「特別強化地域」に指定されたことから、「津波避難対策緊急事業計画」を作成することで、避難タワーや避難路等を整備する経費について、国の負担割合の嵩上げが可能となっている。

そこで、本業務では、避難困難地域の解消や避難行動要支援者の方々への対応について地域の実情を考慮しながら検討し、「津波避難対策緊急事業計画」の作成に必要な避難施設や避難路等の適正な数や配置を明らかにするため、津波避難ビルの指定、自動車避難などの避難方法のあり方等について検討を行ったうえで、「八戸市津波避難施設の整備等に関する基本方針」として取りまとめを行うものである。

なお、避難施設等の整備の検討にあたっては、既存施設を活用した上で避難行動や避難方法をシミュレーションし、地域の実情に即して、具体的かつ実施可能性を検証した上で整理すること。

3 適用範囲

本仕様書は、八戸市（以下「発注者」という。）が実施する八戸市津波避難施設の整備等に関する基本方針策定業務（以下「本業務」という。）に適用するものである。

4 業務期間

契約締結の翌日から令和6年3月31日までとする。

なお、この業務の設計期間を上記のとおりとしているが、契約変更により令和6年度への業務期間延長を可とする。

5 準拠する法令等

本業務の実施に当たっては、本仕様書に定めるもののほか、次の各号に掲げる関係法令や計画等に基づいて実施するものとする。

- (1) 災害対策基本法
- (2) 津波防災地域づくりに関する法律
- (3) 津波対策の推進に関する法律
- (4) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波防災対策の推進に関する特別措置法
- (5) 防災基本計画
- (6) 青森県地域防災計画
- (7) 八戸市地域防災計画
- (8) その他防災関係の法令及び指針等

6 実施体制

- (1) 本業務の実施に当たり、管理及び統轄を行う管理技術者、成果品の内容の技術上の照査を行う照査技術者、本業務の実務を担当する担当技術者を定め、その氏名その他必要な事項を委託者に通知する。
- (2) 担当技術者、照査技術者及び管理技術者はそれぞれ兼ねることができない。
- (3) 管理技術者及び照査技術者は、次の各号のいずれかの資格を有する者、又は経歴及び同種業務実績により同等以上の能力を有すると認められる者とする。
 - ①技術士（建設部門：『都市及び地方計画』もしくは『河川、砂防及び海岸・海洋』、又は総合技術監理部門：『都市及び地方計画』もしくは『河川、砂防及び海岸・海洋』）
 - ②RCCM（建設部門：『都市及び地方計画』もしくは『河川、砂防及び海岸・海洋』、又は総合技術監理部門：『都市及び地方計画』もしくは『河川、砂防及び海岸・海洋』）
 - ③空間情報統括監理技術者
- (4) 担当技術者には、本業務委託のプロポーザル実施要領の「3 公募型プロポーザルの参加資格」の（6）に示したいずれかの業務又はこれらと同種の業務を複数件担当した実績を有する者を配置すること。

7 委託業務の内容

(1) 計画準備

本業務の遂行にあたり、受注者は業務全体の作業方針を立案するとともに業務計画書を作成し、発注者の承諾を得るものとする。

(2) 避難困難地域における調査・検討

八戸市内において避難困難地域を解消する必要がある13地区について、地区ごとに次の項目に則して調査・検討等を行う。

13地区の区域は概ね別紙に示すとおりである。

なお、この13地区は、地域コミュニティの範囲を踏まえ、公民館が設置されている区域（概ね中学校の学区）の単位ごとに区分をしたものである。

(市内13地区)

1. 市川 2. 根岸 3. 下長 4. 上長 5. 沼館・城下、三八城 6. 江陽 7. 小中野
8. 柏崎 9. 吹上 10. 湊 11. 白銀 12. 鮫 13. 南浜

- ① 各地区の地理的状況や人口動態等を踏まえた津波避難対策に関する課題の整理
- ② 13地区における地区ごとの津波避難の検討
 - ア 避難困難地域内における、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)や、要配慮者利用施設、医療機関等における自動車避難を含めた最適な避難方法について検討する。
 - イ アを含めた避難困難地域における住民の自動車避難を含めた最適な避難方法について検討する。
 - ウ 既存民間施設及び公共施設を津波避難ビルとして活用することにより解消される避難困難地域を整理する。
 - エ 民間事業者及び自衛隊との協定に基づく緊急時避難場所の他、新たな避難目標地点の設定についてその経路も含めて検討し、整理する。
 - オ 避難路上にある踏切の遮断機が下りたままの状態になるなど、当該箇所の迂回を余儀なくされる場合における最適な避難方法について、自動車避難も含めて検討する。
 - カ ア～オの結果を踏まえ、円滑な避難を実現するために必要な自動車避難路を取りまとめるとともに、自動車避難に関するルールを作成する。
 - キ ア～カの結果を踏まえ、避難施設(津波避難タワー、津波避難路等)の整備及び新たな避難目標地点の設定により解消される避難困難地域について整理する。
 - ク 津波避難における積雪寒冷地対策(避難行動に係る影響及び対応策、津波避難施設において必要となる対策)を取りまとめる。
- (3) **避難困難地域周辺の津波避難対策**

避難困難地域を解消する必要のある13地区の津波避難対策を踏まえ、その周辺地区において補完すべき津波避難対策について整理する。
- (4) **庁内連絡会資料作成**

4回程度開催を予定している庁内連絡会において使用する資料を、発注者との協議のもと作成する。
- (5) **有識者意見聴取会資料作成**

4回程度開催を予定している有識者意見聴取会において使用する資料を、発注者との協議のもと作成する。
- (6) **地区別説明会資料作成**

13地区において開催する説明会に使用する資料を、発注者との協議のもと作成する。
地区別説明会は計26回(13地区×2回)実施予定である。
- (7) **打合せ協議**

4回実施予定である。なお、一部をオンラインで実施することを可とする。

(8) 市全体における津波避難施設の整備等に関する基本方針の作成

各調査・検討事項を踏まえ、市全体における津波避難対策をまとめた「八戸市津波避難施設の整備等に関する基本方針」の他、その概要版を作成する。

(9) 津波避難施設の配置図、イメージパースの作成

基本方針に則り整備する津波避難施設のおおよその位置を示した図面を作成する他、当該施設の外観イメージを表示する。

(10) 津波避難施設の概算工事費算出

津波避難タワー、避難路等の概算工事費（用地買収費等を含む）を算出する。

(11) 業務報告書の作成

本業務において行った調査、検討の経過等を含めた業務全般の内容について、業務報告書として取りまとめる。

8 市保有データ等

本業務を実施するにあたり、発注者は、主として次に掲げる資料、データ（個人情報に属するものを除く。）を受託者に貸与するものとし、受託者は、貸与を受けた資料等を本業務完了後全て発注者に返却するものとする。

- (1) 八戸市津波ハザードマップに示す津波の想定範囲及び基準水位
- (2) 八戸市津波避難計画の町字別の津波浸水開始予想時間
- (3) 八戸市津波避難計画の避難困難地域の範囲及び当該地域の推計人口
- (4) 地区毎の住民要望等（令和4年5月から6月にかけて津波避難計画の改定に際して住民説明会を開催しており、その内容をまとめたもの。また、今年度、地区ごとに市長と地域住民が地域課題について意見交換する公民館サロンを実施しており、当該サロンにおいて津波避難に関する意見をまとめたもの）
- (5) 要配慮者の利用施設（福祉、医療、教育関係施設の所在地及び利用者数）に関する情報

9 本業務委託についての留意事項

- (1) 本業務の遂行に当たっては、効率的、効果的な作業計画を立案し、作業を円滑に進めるため発注者と十分な打合せを行うものとする。
- (2) 受託者は、電話、ファックス、電子メール等の方法により、随時（勤務時間内）対応できる体制を取るものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項や業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議するものとする。

10 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

- (1) 八戸市津波避難施設の整備等に関する基本方針策定業務委託 業務報告書 1部
- (2) 八戸市津波避難施設の整備等に関する基本方針及び概要版 各20部
- (3) 電子記録媒体（CD-R 等） 3セット

11 業務完了の確認

支払いの請求にあたっては、支払いの対象となる履行期間の業務完了状況を書面（受託業務完了報告書）にて提出し、発注者側の検査担当職員の検査を受け、これに合格することをもって業務完了とする。

12 その他留意事項

- (1) 業務に必要な機器、媒体、事務用品等の調達、場所の確保、通信費に関しては、受託者の負担とする。（ただし、あらかじめ定めているものは除く）
- (2) 受託者は、本業務の実施において、本業務に関連し、発注者が公開したすべての資料に記述された内容を網羅すること。ただし、発注者が公開した資料のうち発注者と受託者の双方相互に不要と判断し承認した資料については除外することができる。
- (3) 受託者は、本業務の実施にあたり、発注者と十分協議のうえ、実施すること。
- (4) 本業務の成果物の所有権、著作権、利用権は原則として発注者に帰属する。
- (5) 本業務の成果物及び資料、情報等は発注者に許可なく第三者に公表、漏洩してはならない。
- (6) 受託者は本業務で知り得た個人情報等の秘密を保持しなければならない。
- (7) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由により成果物に不良箇所があった場合は、速やかに措置を行うものとし、その経費については受託者の負担とする。
- (8) 受託者は、本業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、特別の事情が認められ、かつあらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

避難困難地域を解消する必要のある市内13地区の位置図

【別紙】

